

南海トラフ地震警戒強化勧告

須崎港

区分：「(勧告)南海トラフ地震警戒強化」

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時発出

船舶は次の事項を確認し、必要に応じて直ちに出港できるよう準備してください。

- ・避難に必要な支援体制の確保
- ・岸壁管理者の対応
- ・荷主等の対応
- ・避難方法
- ・南海トラフ地震情報に係る情報

なお、避難に必要な支援を受けられない、岸壁が利用できない、荷役作業ができない等の場合は、自主的に安全な海域へ避難してください。

別紙「須崎港における船舶津波対応表」参照

区分：「南海トラフ地震警戒強化勧告」解除

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から一週間経過

須崎港における船舶津波対応表

須崎港台風・津波等災害対策委員会
平成22年 2月18日 制 定
令和3年 7月1日 一部改正

津波警報・注意報の種類		津波来襲までの時間的余裕	大 型 船 、 中 型 船（漁船を含む）				小型船(プレジャーボート・小型漁船)		勧告の呼称
			港 内 着 岸 船 舶		錨泊船(作業船を含む)	航行船			
			一般船舶(作業船を含む)	危険物積載船舶			港内着岸船	航行船、錨泊船	
大津波警報	巨大 5m 10m 10m超	無し	陸上避難	陸上避難	※小型船等により陸上避難	港外退避	陸上避難	着岸後、陸上避難	津波第二体制
		有り	港外退避	港外退避	港外退避	港外退避	港外退避	港外退避	
津波警報	高い 3m	無し	係留避泊又は陸上避難	係留避泊又は陸上避難	小型船等により陸上避難又は港内避泊	港外退避	陸上避難	着岸後、陸上避難	
		有り	港外退避	港外退避	港外退避	港外退避	港外退避	港外退避	
津波注意報	1m		係留避泊又は港外退避	係留避泊又は港外退避	港内避泊又は港外退避	港外退避	陸揚げ固縛後、陸上避難又は港外退避	着岸後、陸揚げ固縛のうえ陸上避難又は港外退避	津波第一体制
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)			避難準備の実施 (支援体制の確保、岸壁管理の対応の確認、荷主企業等の対応の確認、避難方法の確認、南海トラフ臨時情報の入手、自主的な避難)						南海トラフ地震警戒強化
備考			荷役・作業は早急に中止すること 事業者側で予め対応マニュアルを作成すること		津波により強潮流となる海域を予め調査しておくこと		港外避泊は時間的余裕がある場合に限る		

津波来襲までの時間的余裕

- 無し：大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合
- 有り：大津波・津波警報が発せられた時点から港外退避に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）がある場合
- 大型船：タグボート等の補助船、パイロット等を必要とし、単独での出港が困難な船舶をいう
- 中型船：大型船及び小型船以外の船舶をいう
- 小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内で陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう
- 陸上避難：船舶での退避は高い危険が予想される、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る
- 港外退避：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合に避難する（港外退避が間に合わない場合は港内の泊地において待機）
- 港内避泊：港内の避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する
- 係留避泊：係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する
- 陸揚げ固縛：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないように固縛する
- ※：錨泊船は、搭載艇、交通船等に乗船し、岸壁等から陸上避難する